

提案条例説明資料

**平成29年6月
浜田市議会定例会**

提案条例説明資料

担当部名称 財務部

1	議案番号	承認第1号								
2	題名	専決処分の承認について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）								
3	目的・理由	「地方税法の一部を改正する法律」等が平成29年3月31日に公布され、一部を除き同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日付けで浜田市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。								
4	概要	<p>1 軽自動車税関係</p> <p>平成28年度に導入したグリーン化特例（軽課）について、燃費基準等を見直し、適用期限を2年間（平成31年度まで）延長する。</p> <p>【対象車両】3輪以上の軽自動車（乗用）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車等 （変更なし）</td> <td>75%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32年度燃費基準+30%達成車 （H32年度燃費基準+20%達成車）</td> <td>50%軽減</td> </tr> <tr> <td>H32年度燃費基準+10%達成車 （H32年度燃費基準達成車）</td> <td>25%軽減</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 電気軽自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。</p> <p>※ 下段（）の記載は、現行（平成28年度及び平成29年度）の対象車</p> <p>2 固定資産税関係</p> <p>企業主導型保育事業が開始されたことに伴い、新たな特例措置を新設するとともに、これに併せて、家庭的保</p>	区 分	軽減率	電気軽自動車等 （変更なし）	75%軽減	H32年度燃費基準+30%達成車 （H32年度燃費基準+20%達成車）	50%軽減	H32年度燃費基準+10%達成車 （H32年度燃費基準達成車）	25%軽減
区 分	軽減率									
電気軽自動車等 （変更なし）	75%軽減									
H32年度燃費基準+30%達成車 （H32年度燃費基準+20%達成車）	50%軽減									
H32年度燃費基準+10%達成車 （H32年度燃費基準達成車）	25%軽減									

		<p>育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業についても、特例措置を規定する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>特例後の課税標準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企業主導型保育事業^{※1}</td> <td>評価額の 1/2</td> </tr> <tr> <td>家庭的保育事業^{※2}</td> <td>評価額の 1/2</td> </tr> <tr> <td>居宅訪問型保育事業^{※2}</td> <td>評価額の 1/2</td> </tr> <tr> <td>事業所内保育事業^{※2}</td> <td>評価額の 1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 補助金の交付を受けた日の翌年から 5 年間適用 ※2 平成 30 年度以降の課税分から適用</p>	区 分	特例後の課税標準	企業主導型保育事業 ^{※1}	評価額の 1/2	家庭的保育事業 ^{※2}	評価額の 1/2	居宅訪問型保育事業 ^{※2}	評価額の 1/2	事業所内保育事業 ^{※2}	評価額の 1/2
区 分	特例後の課税標準											
企業主導型保育事業 ^{※1}	評価額の 1/2											
家庭的保育事業 ^{※2}	評価額の 1/2											
居宅訪問型保育事業 ^{※2}	評価額の 1/2											
事業所内保育事業 ^{※2}	評価額の 1/2											
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成 29 年 4 月 1 日（一部を除く。） 2 経過措置 市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置</p>										

提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	承認第2号															
2	題名	専決処分の承認について（浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）															
3	目的・理由	「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が平成29年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により同年3月31日付けで、浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものです。															
4	概要	<p>非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における損害補償に係る補償基礎額の加算額の改定（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>433円</td> <td>333円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td rowspan="4">217円</td> <td>267円</td> </tr> <tr> <td>孫</td> </tr> <tr> <td>父母及び祖父母</td> </tr> <tr> <td>弟妹</td> </tr> <tr> <td>重度心身障害者</td> <td></td> <td>217円</td> </tr> </tbody> </table>	扶養親族の区分	改定前	改定後	配偶者	433円	333円	子	217円	267円	孫	父母及び祖父母	弟妹	重度心身障害者		217円
扶養親族の区分	改定前	改定後															
配偶者	433円	333円															
子	217円	267円															
孫																	
父母及び祖父母																	
弟妹																	
重度心身障害者		217円															
5	施行期日等	<p>1 施行期日 平成29年4月1日</p> <p>2 経過措置 改正後の条例の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。</p>															

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第39号
2	題名	浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	山藤功奨学金の創設に際し、既存の浜田市奨学金貸与審査委員会において当該奨学金の給付に係る事項について審議することとするに伴い、附属機関の名称及び担当事項に関して所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 附属機関の名称の改正（別表関係） 浜田市奨学金貸与審査委員会 ⇒ 浜田市奨学金審査委員会</p> <p>2 担当事項の改正（別表関係） （改正前） 浜田市奨学金の貸与に関し必要な事項を審議すること。 （改正後） 浜田市奨学金の貸与及び山藤功奨学金の給付に関し必要な事項を審議すること。</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 公布の日</p> <p>2 浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 浜田市奨学金貸与審査委員会委員 ⇒ 浜田市奨学金審査委員会委員</p>

提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第40号
2	題名	浜田市山藤功奨学基金条例
3	目的・理由	故山藤功氏の遺志により受けた寄附金をもって山藤功奨学金に充てることを目的として、浜田市山藤功奨学基金を設置するため、地方自治法第241条第8項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項を定めるものです。
4	概要	<p>1 積立て（第2条）</p> <p>(1) 指定寄附金</p> <p>(2) 基金の運用から生じる収益金</p> <p>(3) その他予算に計上する額</p> <p>2 管理（第3条）</p> <p>(1) 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管する。</p> <p>(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>3 処分（第6条）</p> <p>基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第41号
2	題名	ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	利用者の利便性の向上を図ることを目的として、開館時間及び休館日の変更を行うため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 開館時間の変更 (変更前) 午前9時から午後9時30分まで (変更後) 午前9時から午後9時まで (日曜日は、午前9時から午後5時まで) 2 休館日の変更 国民の祝日に関する法律に規定する休日を開館することとする。
5	施行期日等	平成30年4月1日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第 42 号
2	題名	国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国立研究開発法人森林総合研究所法等の一部改正により、引用する法律等の名称等が変更になったことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 引用する法律名に係る改正（第 1 条関係） 国立研究開発法人森林総合研究所法 ⇒ 国立研究開発法人森林研究・整備機構法</p> <p>2 引用する省令名に係る改正（第 2 条関係） 国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令 ⇒ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する省令</p> <p>3 引用する政令名に係る改正（第 6 条関係） 国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令 ⇒ 国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令</p> <p>4 引用条項に係る改正（第 1 条、第 2 条及び第 6 条関係） 法附則第 9 条 ⇒ 法附則第 8 条 省令第 3 条 ⇒ 省令第 2 条 政令第 5 条 ⇒ 政令第 4 条</p>
5	施行期日等	公布の日
6	備考	特定中山間保全整備事業（旭支所）では場整備を実施した際に発生した事業負担金（受益者分）の徴収（平成 24 年度から平成 38 年度まで）

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第43号
2	題名	浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）の一部が改正され、同法に係る減収補填措置の対象業種が変更となったことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 過疎法に係る奨励措置の対象業種の変更 （変更前） 物品の製造業、情報通信技術利用事業、旅館業 （変更後） 物品の製造業、農林水産物等販売業、旅館業 2 その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第44号		
2	題名	弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例を廃止する条例		
3	目的・理由	大坪建設残土処理場及び高内建設残土処理場を用途廃止することに伴い、当該施設の設置及び管理について定める条例を廃止するものです。		
4	概要	弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例は、廃止する。 (建設残土処理場の表示)		
		名称	場所	面積
		大坪建設残土処理場	浜田市弥栄町木都賀イ 2528-2 他	33,702 m ²
		高内建設残土処理場	浜田市弥栄町高内イ 130 他	108,441 m ²
5	施行期日等	公布の日		
6	備考	両処理場は、土地所有者に返却		